

特定特殊自動車の使用に係る大気汚染の防止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事において、特定特殊自動車の使用に伴い発生するおそれのある大気汚染を防止するために必要な措置を定めることにより、市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を保全することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事

建設業法第2条第1項に規定する「建設工事」をいう。

(2) 特定特殊自動車

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。

(立入検査等)

第3条

(1) 名古屋市（以下「本市」という。）は、事業者が建設工事において使用する特定特殊自動車に関し、以下の検査等を実施することができる。また、当該検査の結果、大気汚染防止上の見地から必要な指導を実施することができる。

ア 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）に規定する技術基準への適合状況

イ 同告示に規定する適正な燃料の活用状況

ウ 排出ガスの測定

エ その他、建設工事において大気汚染を防止する上で必要な事項

(2) 前号ウに規定する排出ガスの測定にあたっては、本市は、「特定特殊自動車排出ガス測定事前調査票」（様式1）により事前調査を行い、「特定特殊自動車の使用に係る大気汚染の防止に関する要綱に基づく立入検査通知書」（様式2）により、対象者に通知するものとする。

(3) 本市は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律及び本要綱の周知・啓発に努めるものとする。

(実施体制)

第4条 各公害対策室は、第3条に規定する事項について実施する。

大気環境対策課は、必要に応じ事業者、関係機関等との連絡調整を行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。